

臺灣の警察社説

卷之三

成らずとは堪へ難き次第なりと云ふ可し來年まで待つ
みとの出來得るものならんには待つも差支なしと雖も
盜賊は目前に見えて之を捕るの方便なく其狂暴を
悉にせしめて生命財産の損害は勿論、動もすれば例
の如く大騒動を惹起して日本人は無能力なりなど外國
人の爲めに笑はるゝに至りては如何にしても忍ぶ可ら
ず俗諺に泥坊を見て縄をなふさへ迂闊なり然るに今や
既に泥坊の所在を認め時どして其災に遭ひながら縄の
用意は來年四月を待つと云ふ天下古今の奇談ならずや
左れば該場の警察擴張は國家緊急の事件として之に反
對する者は一人もある可らず政府の當局者は自から責
任を負ひ何とか工風して費用を支出し速に其急に應す
るの決斷なかる可らず我輩の敢て勧告する所なり

○西班牙、葡萄牙との條約改正

本邦と西班牙、葡萄牙二箇國との條約改訂判定は遠か
らず着手の筈なるが西班牙の方は伊太利駐劄公使栗野
慎一郎氏を、葡萄牙の方は佛國駐劄公使曾禰荒助氏を
全權委員に任じ各々其衝に當らしむる都合にて既に兩
氏へ訓令を與へたる由なれば兩氏とも近日其駐在地を
發して西、葡兩國の首府に向ふみどならん尤も右兩國
政府共來る十月頃迄は暑中休暇なれば談判の開始は同
月の初旬頃なる可しといふ

○瑞西との條約改正

瑞西國との條約改正は高平公使全權委員と爲りて既
に其談判着手せりといふ

西班牙、葡萄牙二箇國との條約改訂談判の結果、
伊太利駐劄公使爵爵氏を、葡萄牙の方は佛國駐劄公使爵爵
委員に任じて各々其衡に當らしむる都合にて、
副議會を與へたる由なれば兩氏とも近日其對
西、葡兩國の首府に向ふみどならん尤も
六来る十月頃迄は暑中休暇なれば談判の開
初旬頃なる可しといふ



○條約改正の完結期
本邦と各聯盟國との條約改正は既にありて残るは葡萄牙、西班牙、英國等の諸國との別項の如く右三箇國との間には我邦年來よりたれば過くも未審頃には

に其大半を成就して
讂印を終りたるあり
談判を終了したるも
牙の三箇國のみなり
該判も開始の運にて
本の宿望たる條約改

ト將軍が大統領の職に在りし節、丁抹は該島を五百萬弗にて米國へ歸渡さんと申込みしに將軍も買受くるを利なりとし略ば相談經よりしが國會は之を否決せしを以て終に就談となりたりセントトマス島の面積は百四十五平方哩にして三萬の人口を有し太西洋中形勝の地なれば若し獨逸の掌中に歸するみどあらば英米兩國の休戚に影響する所少なからざる可しと米國新聞は報せり

後編 女武者 わかば

第六回 開の此鶴

鎌倉殿の大奥には腹中政子の前、古今の賢女に御在せをも、女心の姫姫深く渡らせ玉へば、右幕下が巴を召し玉ひたる事を、兄なる北條義時より傳へ聞きて快からず、且つは日頃心に慢じ玉ひけるは、父君北條時政の後櫛によりて、右幕下が今身なり玉ひ、威權六十餘州に赫々たる、其源は誓妻が爲めなれど、心に思ひ人にき言ひ玉ふ程なれば、事々に指揮がましく勢を入れ、右幕下の思ふ處をも遠つて妨ぐる附情我慢、況してや諸將を見る事土塊に均しく、土肥昌山和田の名族をさへ、日頃侮り玉ひければ、諸士の心摧く離れ、終には右幕下の爲めに死せんと誓ひし必も薄らぎ行くかと危ぶまる、されば日さがなき者の取沙汰に、政子の前を女將軍と言ひならはし、櫻に媚び威に恐るゝ柔弱武士は、只管其怒に觸れざらん事を願ひ、人の心の競々として、牝鷦鷯を勧むる閨門に、媚び諂ひ語共に探り見めとぞ申しける。

鎌倉殿は外に在つては風雲を呪咤し鯨鯢を囁るの概ゆて居玉ひたるが、兒の傳音を聞くよりも、一念忽ち懼れる、大奥の政子の前に向ひては、其頑固に押しちられて、恐るゝ柔弱武士は、只管其怒に觸れざらん事を願ひ、人の心の競々として、牝鷦鷯を勧むる閨門に、媚び諂ひ語共に探り見めとぞ申しける。

政子の前は老女を友垣に、嗜の道なる和歌の題を探り近くまじきものと、政子の使者を能き折に、立つて大奥へと入り玉へば、「夫よ、我君の御入りよ」と、上内に起らば、和田北條ありと雖も進む難し、危きにははざるが常なるに、まして巴が今之暴動の物凄さ、極めて吾を恨むぞと覺ゆれば、長く近け置きて災厄尺の恐るゝ柔弱武士は、左の侍女を却けて、殊更に容を改めか知り侍らねど、人との噂に聞き侍れば、木曾殿は巴の下の上臈が色めきて出で迎へけれど、政子は更に由迎へもなし玉はず、纔に立ちて塵と譲りしが、胸に一物あるものから、左右の侍女を却けて、恐るゝ柔弱武士は、我君とても猶に近け五ふ可らず、不覺もあらば由來しき大事にや候ほん、我君は何が故に去る女子をはり、鄭罵多と鼻にかけ、妾を侮るみそ心得ぬとぞ、直なる事を横に曲げ、以外の不異なるは、自ら語れて候よし、彼は一門多き大名にて、諸島の戰に功あり、鄭罵多と鼻にかけ、妾を侮るみそ心得ぬとぞ、怒りしむるものにて、人に恨は無かるべし。

「オウ御身につけずと
ければ、今日迄打ち
みし女にて、聞ゆる勇
ばとて、必ず心を許す
を協せ、物に謀叛を企
成るべきにぞ、密に和
かくべく。全く妾執の企
とする心ならば、事に
れ来らせ、今尚ほ不軌
必ず浮きたる心にはわ
と、將軍は言葉を單う
「いや

そは我君の言葉を左
右に括し玉ふ
なるべし果し
て言は
るゝが
如けれ
ば、謀
叛人の妻
にし
て、然
も共々
味方を
懲せし
ものな
れば明
日にも
あれ、
塗き出
して首
刎ね玉
へと、
へと、
うけり
尙も募
りけり
政子は
、姫姫
の念の
身を忘
れ人
を研つ
て吾を
慰めんとするぞ無性な
て何分の沙汰も定まる
將軍更に逆はず、柳
「諸士は我君の心を抑
じ。さらば我君は、諸
め候へば、助け玉ふ御
一步も抜けず、女の心
恨なる。